

【第2回入札説明書等に関する質問の回答添付資料-1】

組合が付保する予定の保険について

(1) 全国市長会 市民総合賠償補償保険

加入保険	賠償責任保険		
保険内容	<p>次の①②③の事故により、住民等第三者の生命もしくは身体を害し、または住民等第三者の財物を損壊した場合において、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金が支払われるもの。</p> <p>① 組合が所有、使用または管理する施設に起因する偶然な事故</p> <p>② 組合業務に起因する偶然な事故</p> <p>③ 組合が福祉施設・保養施設並びに放課後子どもプラン(学校管理下の場合を除く)、一時保育および学童保育において生産、販売または提供する飲食物に起因する偶然な事故</p>		
契約類型	1型C型		
支払限度額	身体賠償	1名につき	5,000万円
		1事故につき	5億円
	財物賠償	1事故につき	1,000万円
免責金額	1事故につき		なし

【第2回入札説明書等に関する質問の回答添付資料-1】

(2) 公益社団法人全国市有物件災害共済会 建物総合損害共済

加入共済	建物総合損害共済				
共済範囲	<p>組合の所有する物件（建物、工作物、動産）が次の①～⑩により損害が生じた場合において、災害共済金が支払われるもの。</p> <p>①火災による損害、②落雷による損害、③破裂または爆発による損害、④建物または工作物の外部からの物体の落下、飛来、衝突または倒壊による損害、⑤ 車両の衝突または接触による損害、⑥騒じょうもしくは労働争議またはこれらに類似の集団示威行動に伴う暴行による損害、⑦破壊行為による損害、⑧風災または水災による損害、⑨雪災による損害、⑩土砂崩れによる損害</p>				
免責条項	<p>次の①～⑨の項目に該当する損害は共済のてん補対象にならない。</p> <p>①故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害、②物件のはっ酵もしくは自然発熱または物件に加えられた加熱もしくは乾燥作業によって生じた損害、③物件の紛失または盗難による損害、④学校施設の物件ならびに住宅物件基準を適用する物件のガラスのみに生じた損害、⑤電車または自動車共済の対象物である場合において、当該電車または自動車につき生じた車両の衝突または接触による損害、⑥屋外動産の内部からの物体の落下、飛来、衝突または倒壊により屋外動産内の動産について生じた損害、⑦戦争、暴動その他の事変またはテロ行為による損害、⑧地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害、⑨核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故による損害</p>				
共済金額	区分		損害額	共済金額	
	全損	建物	復旧する場合	再調達価額と同額	共済責任額と再調達価額のいずれか低い額
			復旧しない場合	共済目的見積価額と同額	共済責任額と共済目的見積価額のいずれか低い額
		工作物			
	動産				
	分損	建物	復旧する場合	復旧費と同額	損害額 × $\frac{\text{共済責任額}}{\text{再調達価額}}$
復旧しない場合			復旧費から経年減価額を控除した額（復旧費に残価率を乗じた額）	損害額 × $\frac{\text{共済責任額}}{\text{共済目的見積価額}}$	
工作物					
動産					
共済用語	<p>経年減価額＝再調達価額×経年減価率×経過年数 共済目的見積価額＝再調達価額×経年減価額 再 調 達 価 額： 共済の対象物と同一の構造、質、用途、規模のものを再取得又は再購入するために必要な額。 共 済 目 的 見 積 価 額： 共済の対象物と同等の物を再取得又は再購入するために必要な価額（再調達価額）から使用損耗および経過年数に応じた減価を控除した額。 工作物および動産の場合は、上記算出式によらずに、構築又は取得価額をもって、当該工作物および動産の共済目的見積額とすることができる。 共 済 責 任 額： 共済の対象物に災害による損害が生じた場合、全国市有物件災害共済会がてん補の責任を負い災害共済金を支払うことができる最高限度額。 復 旧 費： 被災物件を被災直前の状態に回復する費用。 損 害 額： 共済の対象物である建物（被災直前の状態に回復するとき）に損害が発生した場合は、復旧費がそのまま損害額となる。 共済の対象物である工作物、動産および建物（被災直前の状態に回復しないとき）に損害が発生した場合は、復旧費から経年減価額を控除した残額が損害額となる。</p>				